

2017年2月10日

Japan tax alert

EY税理士法人

国税庁が米国リミテッド・パートナーシップ(LPS)の日本における税務上の取扱いを公表

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

国税庁は、2017年2月9日、英文ホームページ上において、「The tax treatment under Japanese law of items of income derived through a U.S. Limited Partnership by Japanese resident partners」という文書(英文)を公表しました(日本語訳文は現時点では公表されていません)。

この文書の中で、国税庁は、米国リミテッド・パートナーシップ(以下LPS)を構成員課税の団体(パス・スルー事業体)として取り扱うことを否定しない旨を明らかにしています(米国の税務上、法人として取り扱われる選択をしていない場合に限られます)。また、日米租税条約の適用に関して、米国LPSを通じて所得を取得する日本居住者は、条約上のその他の必要とされる要件を満たす場合には、日米租税条約上の特典を受けることができるということが示されています。

米国デラウェア州のLPSを我が国の租税法上の外国法人に該当すると判断した最高裁判決(2015年7月17日)が下されて以降、従前の取扱い(日本の租税法上、米国LPSはパス・スルー事業体として取り扱う)を改める必要があるのか、また、米国LPSを通じて取得する所得に関する日米租税条約の適用関係に影響を及ぼさないのか、といった実務上の判断に関して混乱が生じていました。今回の文書は、これらを受けて公表されたものであると思われます。

詳細については、国税庁HP(英語版)上の文書原文をご参照下さい。

http://www.nta.go.jp/foreign_language/tax_information.pdf

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170210

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp